

社会福祉法人 仙台ビーナス会
指定地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の運営規程
(介護予防小規模多機能型居宅介護 結いの館)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人仙台ビーナス会が開設する指定地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、以て要支援者であっても在宅のまま地域で暮らせるよう、適切な介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 要支援者である高齢者に対し、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにする。また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の心身の状況、利用者及び家族の希望、生活環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した、介護予防居宅サービス計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し同意を得る。また、サービス提供方法、利用料金等について、理解しやすいよう文書で説明を行う。
特に、認知症の状態にある要支援者については、必要に応じその特性に対応したサービスを提供できるよう体制を整える。
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービス提供に努めるものとする。
- 5 地域社会への貢献活動をすすめ、介護保険制度の普及発展に寄与する。
- 6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、高齢者虐待防止法の規定に基づき、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を行い、虐待防止のための必要な措置を講じる。組織内責任者【管理者】職員研修は事業計画に則り、年1回以上実施する事とする。
虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止マニュアルや虐待防止に関する指針に則り、適切に対応する。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一、 名称 小規模多機能型居宅介護 結いの館
- 二、 所在地 仙台市太白区東中田 4 丁目 21-27

(職員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 一、 管理者 常勤 1名 (介護職員兼務)
管理者は、事業者の職員を指導監督し、事業に係る業務管理を一元的に行う。
- 二、 介護職員 日中通い 常勤換算方法で利用者3名に対し1名以上
日中訪問 常勤換算方法で1名以上
夜間 時間帯を通じて1名以上

介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づく利用者の自立支援と日常生活を営む上で必要な生活機能の改善及び維持の介助。

① 利用者の送迎業務。

- 三、 看護職員 常勤 1名 (機能訓練指導員兼務)
 - ① 利用者の健康管理及び保健衛生並びに身体機能の維持向上のためのサービス提供。
 - ② 利用者及びその家族の日常生活の医療相談及び指導。
 - ③ 医師の指示の基づく適切な医療処置及び記録。
 - ④ 利用者の主治医及び各保健所等の関係機関との連絡調整。
- 四、 機能訓練指導員 常勤 1名 (看護職員兼務)
利用者の身体機能の維持向上のため、個別または集団でのリハビリの実施。
- 五、 計画作成担当者 常勤 1名 (介護職員兼務)

① 利用者の介護予防居宅サービス計画並びに介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画の作成し、その実施状況及び目標の達成記録を行う。

② 計画作成担当者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、介護予防小規模多機能型居宅介護提供前から終了に至るまで利用者の自立支援と日常生活の充実に資するように努める。

③ 利用者及びその家族の日常生活の相談及び指導。

④ 事業に係る関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス業者との連絡調整。

⑤ 施設内役責者との連絡調整。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1、 営業日 日曜祭日年末年始を含む 365日とする。
- 2、 営業時間 通いサービス 9:00～17:00 (送迎時間含む)
宿泊サービス 17:00～翌9:00
訪問サービス 24時間
- 3、 緊急対応 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第6条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次のとおりとする。

- 1 指定小規模多機能型居宅介護登録定員 29名
- 2 通いサービス利用定員 (一日あたり) 18名まで
- 3 宿泊サービス利用定員 (一日あたり) 8名まで

(介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの内容)

第7条 利用者に対する介護内容は、利用者の人格を尊重し、自主性及び社会性を助長し、利用者の自立支援と日常生活を健康で明るく送っていただくように、適切な技術を持って行うものとし、その介護内容は次のとおりである。

一、 日常生活の場の提供

あらかじめ利用者の心身状況、生活環境、本人及びその家族の希望を尊重し策定された介護予防居宅サービス計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、日常生活の介護を行いながら、快適な生活環境を整え、教養及び機能訓練を兼ねたレクリエーション等に重点を置き、生活の意欲向上に努める。

二、 気持ちのよい入浴サービス

利用者がいつも清潔で快適な生活を送っていただくために、身体状況にあわせて、安心してゆっくり入浴していただき、さっぱりとした気分でも過ごしていただけるように努める。また、風邪等により入浴できない人には、清拭を行い、気持ちよく生活していただけるよう努めます。宿泊サービス利用者には、1週間に2回以上の入浴サービスを行う。

三、 楽しい食事

- 1、 利用者の食事は、利用者と職員が共同で炊事する。希望に応じ買い物等へは交代で出掛け、メニューは出来るだけ皆さんの嗜好を取り入れたものを提供する。
- 2、 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、出来るだけ離床して食堂で行われるように努める。

- 3、 後片付けなどは、出来るだけ利用者と一緒にやる。
- 四、 自立に向けた日常生活の支援
- 1、 利用者の心身状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。また、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。
 - 2、 利用者の離床、着替え、洗顔、美容、歯磨き等は、日常生活上の世話を適切に行うように努める。
 - 3、 訪問サービス提供時には、利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した生活が出来るよう援助を行う。
 - 4、 普段の生活のまま、拭き掃除などはリハビリもかねて、出来るだけ利用者自身で行えるよう援助する。
 - 5、 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。具体的な手続きについてはマニュアルに定める。
- 五、 いつも元気に健康チェック
- 利用者の健康状態を常に注意し、疾病の予防並びに早期発見に努めると共に、疾病者については、適切な措置を講じる。
- 六、 安全で便利な送迎サービス
- 安全運転に徹し、交通ルールを遵守すると共に、道中は楽しく利用者とのコミュニケーションを大切に、親交を深めます。

(利用料金その他費用)

- 第8条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定めた基準及び社会福祉法人仙台ビーナス会が定めた【介護予防重要事項説明書】によるものとする。

(通常事業の実施地域)

- 第9条 事業所の通常事業の実施区域は、次のとおりとする。
通常事業の実施区域は、仙台市太白区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス利用に当たって次の事項を遵守しなければならない。

- 1、 自分の力で出来ることは、積極的に自分でするように努めること。
- 2、 他人に迷惑をかけないで、仲良く楽しい生活が出来るように心掛けること。
- 3、 入浴の場合は、必ず健康チェックしてから可否を判断しますので、看護師の指示に従うこと。
- 4、 通い、宿泊サービス利用時に頭痛、風邪等ひいた日は、無理を押しして利用しないこと。
- 5、 レクリエーション、外出、各種行事等の場合には、介護職員の指示に従い楽しく、愉快地に活動を行うこと。
- 6、 施設内での煙草の喫煙は、施設内で定められた場所で喫煙すること。
- 7、 送迎の際は、必ず職員の誘導に従い乗降すること。特に、リフト乗降中はみだりに身体を動かしたり、大声等を出さないこと。
- 8、 各サービスの提供を受ける場合には、必ず職員の指示に従い、勝手な行動は慎むこと。
- 9、 施設内及び送迎車の中での、政治、宗教活動は行わないこと。
- 10、 その他、施設長及び職員の指示に従うこと。

(事故発生時等に於ける対応方法)

第 11 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供等に緊急時が発生した場合には、次のとおりとする。

- 1、 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供中に、利用者が突然身体等に急変が生じた場合には、看護師による応急処置を講じると共に、主治医と連絡をとり指示を仰ぎ、必要により救急車の要請、又は施設の送迎車にて関係病院に搬送すること。
- 2、 管理者は、上記の事故が発生した場合は、直ちに家族と連絡を取り、症状等の説明及び報告を行うと共に、内容を全て記録する。
- 3、 訪問サービス及び送迎中に事故等が発生した場合には、携帯電話により警察及び救急車の要請、施設への事故内容の報告を速やかに行う。管理者は、関係施設の看護師等の応援部隊を現場に派遣するなど必要な措置を講ずる。
- 4、 上記の事故等が発生した場合は、速やかに該当する市町村の関係課に連絡を取り、指示に従い必要な措置を講じる。
- 5、 利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

- 第 12 条 1 管理者は、非常災害に備え防災計画を立て、定期的に非難、救出訓練を実施するものとする。
- 2 特に、火災の防止に当たっては、消防計画に基づき防火管理者を置き、消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練を実施するものとする。

(運営推進会議)

- 第 13 条 1 事業所は、運営推進会議を 2 ヶ月に 1 回実施するものとする。
- 2 地域に開かれた情報公開とよりよい運営及び質の向上、事業者の役割・機能の地域啓発、地域交流の促進を目的とする。
- 3 運営推進委員（町内会長・民生委員・地域包括支援センターの職員・利用者の家族代表）の出席により会議を実施し、事業者の運営・処遇等における助言・評価を行うものとする。
- 4 会議の内容について、行政・家族・地域に向け公表する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 14 条 1 事業者は、利用者の個人情報保護のため、取得する情報は利用目的の達成に必要な限度において行うこととし、また利用者の個人情報の外部への開示又は提供は事前に本人の同意を得ることなく行わないものとする。
- 2 職員及び職員であったものは、業務上知り得た利用者及び家族の秘密事項を保持するとともに当該個人情報を「個人情報誓約書」に従い遵守するものとする。
- 3 事業者は、事業所職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一、 採用時研修 3 日間
- 二、 継続研修 年 6 回以上
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人仙台ビーナス会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、一部改訂し平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
- この規程は、一部改訂し平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、一部改訂し平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、一部改訂し平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、一部改訂し平成 21 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改訂し平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改訂し平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改訂し平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 23 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 24 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 27 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、一部改定し令和 5 年 10 月 1 日から施行する。